



シリーズ

知的財産って、なんだろう？

「アイデアは誰のもの？」に関する指導プラン

- 1) 教科及び領域、対象学年：
 ● 社会科（公民的分野）、中学3年生
 ● 「総合的な学習」、（小学5～6年・中学1～3年）
- 2) 指導時数：
 ● 1時間＋発展課題
- 3) 目標：
 ● 日本の伝統文化はまねることから伝わったことを知る。
 ● 「人は他人の権利を不当に侵害して利得を得てはならない」という基本ルールを理解する。
 ● どうしたら人のアイデアを使うことができるか、その手続きを知る。

4) 展開

※ WS = 記入例

導入

◎ 師匠という人のまねをすることがよいとされているものにはどんなものがあるのだろうか。

ワークシート (WS) 配布

ポスター掲示

WS ・家元制度があるもの。
華道、茶道、日本舞踊などまねることで伝統が守られている。

◎ 伝統文化はまねることから学ぶが、他人のアイデアや創作物、著作物をまねることはしてもよいのだろうか。

WS ・いけない。

◎ では、何でだろう？（テツ and トモ風に）

・あんこをもちでくるんだものは全国で売られているのに、アイスをもちでくるんだものは1社しかないのは何でだろう？

◎ 自分たちのまわりにある特許権のある製品を調べて、どこにアイデアがあるのか調べてみよう。

※ 調べ学習のテーマとしても使える。

参考 意匠権や商標権、実用新案権についても調べさせるとよい。
例えば、ごきぶりホイホイのアイデアはおもしろい。（どこに特許があったか？）

◎ 私たちは身近なところで他人のアイデアを利用しているかもしれない。例えばどんな場面で見られるだろうか。

WS ・音楽などのダビング、テープへのダビング、キャラクターを使うなど。

◎ 「人は他人の権利を不当に侵害して利益を得てはならない」という基本ルールを説明する。

◎ 著作物の自由利用と許諾を得て利用できる方法について調べさせる。

参考 日本弁理士会（特許権、実用新案権、商標権、意匠権）
JASRAC（音楽の利用許諾に関して）、著作権情報センター（CRIC）

展開

まとめ

5) 評価

- 日本の伝統文化の伝承のしかたについて興味をもてたか。
- 「人は他人の権利を不当に侵害して利得を得てはならない」という基本ルールを理解し、発明した人の権利を尊重する態度を身に付けられたか。
- 著作物の自由利用と許諾を得て利用できる方法を理解できたか。

■ 指導案協力：江戸川区立篠崎第二中学校教諭 田内 寛人氏（社会科）